

ともにあゆむ裁判(南医療生協事件)の公正判決を求める要請書

被告の南医療生活協同組合では、2001年から約3年間にわたり、南生協病院のリニューアル工事が行われました。原告の梅村紅美子さんは、工事着工直前2000年7月、突然事務長室課長に異動となり、実施設計の仕上げの事務局をほぼ1人で担当させられました。

この激務のため、梅村さんは同年10月うつ病を発症。しかし、被告は梅村さんの労働条件に何の配慮もせず、2002年には、逆に健康管理不足を理由に、梅村さんを降格処分しました。

2003年には、梅村さんは被告の「地域医療連携室」を1人で立ち上げるという困難な業務を任せられ、うつ病はどんどん重症化・難治化していきました。さらに2006年には診療所に異動になりましたが、そこでも、過酷な業務を命じられました。

この間、梅村さんは、被告に対して人員補充を訴え続けてきましたが、職場環境は一向に改善されなかったため、梅村さんはやむを得ず休職に入りました。ところが、2008年4月に、被告は、休職期間が満了したとして、梅村さんに退職を強要しました。

2010年7月に、梅村さんは、名古屋地方裁判所に被告を相手に、業務によってうつ病を発症したことに対する損害賠償を求めて提訴しました。うつ病については、2010年11月に愛知労働局が労災であると認定したにも拘わらず、被告は一貫して、労災ではないと主張して争っています。しかし、その一方で梅村さんの医療費を労災保険から受給し続けています。

私たちは、以下の事項について、貴裁判所により公正な判断がなされるよう要請します。

要 請 事 項

- 1 梅村さんのうつ病が、業務上生じたものであることを認めて下さい。
- 2 梅村さんの労働に対し、被告に労働契約上の安全配慮義務違反があったことを認めて下さい。

氏 名	住 所

連絡・署名送付先：ともにあゆむ裁判を支援する会

〒459-8001 名古屋市緑区大高町字伊賀殿12-1 鳴海サンハイツ103